

# 「介護予防・日常生活支援総合事業（ゆとり荘）」重要事項説明書

当事業所は箕輪町の指定を受けています。

(箕輪町指定 2072400449 号)

当事業所は、ご利用者に対して介護予防・日常生活支援総合サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上特にご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

目 次	
1. 事業者	2
2. 事業者の概要	2
3. 営業時間	2
4. 職員配置	2
5. 当事業所が提供するサービス利用料金	3
6. サービス利用に関する注意事項	4
7. サービス利用にあたっての禁止事項	4
8. 虐待防止に関する事項	4
9. 非常災害対策に関する事項	4
10. 衛生管理に関する事項	4
11. サービス内容に関する相談・苦情	5
12. 利用者等の意見を把握する体制、第三者評価の実施状況	5

## 1 事業者

法人名	社会福祉法人 箕輪町社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長 中村 克寛
法人所在地	〒399-4603 上伊那郡箕輪町大字三日町 1372 番地 1
電話番号	0265-79-4180 FAX 0265-79-6770
設立年月日	昭和 46 年 6 月 23 日

## 2 事業所の概要

事業所の種類	指定介護予防・日常生活支援総合事業所
指定年月日・番号	平成 29 年 4 月 1 日 箕輪町第 2072400449 号
事業所の名称	箕輪町デイサービスセンターゆとり荘
事業所の所在地	〒399-4603 上伊那郡箕輪町大字三日町 1372 番地 1
事業所の電話番号	0265-79-1461 FAX 0265-79-6770
管理者役職・氏名	グループリーダー 神山 洋行
開設年月日	平成 4 年 4 月 1 日
通常事業実施地域	箕輪町全域

## 3 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日(休館日を除く)
休館日	年末年始・館内清掃点検日等
サービス提供時間	午前 8 時 30 分から午後 4 時までの間といたします。

## 4 職員配置

当事業所では、指定基準を遵守し、以下の職員を配置しております。

職員	有資格等	実職員数	常勤換算	指定基準
1 管理者	介護福祉士	1 名	1.0 名	1 名
2 生活相談員	介護福祉士	2 名	1.0 名	
3 看護職員	看護師	5 名	3.3 名	
4 介護職員	介護福祉士 初任者研修修了者	6 名 16 名	5.6 名 12.6 名	1 名
5 機能訓練士	看護職員兼務			
6 運転職員	運転免許	2 名	1 名	

## 5 当事業所が提供するサービス利用料金

下記の料金表より、支援計画に応じたサービス利用料金から給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。

### ▼ 介護予防・日常生活支援サービス利用料

#### ① 基本サービス利用料

(単位:円)

		1割負担	2割負担	3割負担
通所型 独自サービス I・II	サービス利用料 ①	3,610/1回	3,610/1回	3,610/1回
	介護保険給付額 ②	3,249/1回	2,888/1回	2,527/1回
	自己負担額 ①-②	361/1回	722/1回	1,083/1回
介護職員 処遇改善加算 I	サービス利用料 ①	200/1回	200/1回	200/1回
	介護保険給付額 ②	180/1回	160/1回	140/1回
	自己負担額 ①-②	20/1回	40/1回	60/1回
特定 処遇改善加算 II	サービス利用料 ①	30/1回	30/1回	30/1回
	介護保険給付額 ②	27/1回	24/1回	21/1回
	自己負担額 ①-②	3/1回	6/1回	9/1回
介護職員等 ベースアップ 等支援加算	サービス利用料 ①	40/1回	40/1回	40/1回
	介護保険給付額 ②	36/1回	32/1回	28/1回
	自己負担額 ①-②	4/1回	8/1回	12/1回
※介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算は令和6年6月以降は1本化されます。				
サービス提供 体制強化加算 II 事・支1	サービス利用料 ①	720/月	720/月	720/月
	介護保険給付額 ②	648/月	576/月	504/月
	自己負担額 ①-②	72/月	144/月	216/月
サービス提供 体制強化加算 II 事・支2	サービス利用料 ①	1440/月	1440/月	1440/月
	介護保険給付額 ②	1296/月	1152/月	1008/月
	自己負担額 ①-②	144/月	288/月	432/月
事業所が送迎を行わない場合		片道 - 47		

#### ② 入浴サービス利用料

		1割負担	2割負担	3割負担
入浴加算(I) (支援計画)	サービス利用料 ①	400/1回	400/1回	400/1回
	介護保険給付額 ②	360/1回	320/1回	280/1回
	自己負担額 ①-②	40/1回	80/1回	120/1回
入浴 (計画なし)		1割負担	2割負担	3割負担
	サービス利用料 ①	510/1回	510/1回	510/1回
	介護保険給付額 ②	0/1回	0/1回	0/1回
	自己負担額 ①-②	510/1回	510/1回	510/1回

③ 上記に一食900円の食事代が加わります。

\* 食事代は、ご利用者に提供する食事及びおやつに係る費用の実費分として1回900円いただきます。

来荘された後に、ご利用者の身体状況やご都合により、食事を摂取出来なかった場合でも食費をご負担いただきます。

\* その他、ぶどう狩り等の入園料、教材費等ご利用の活動において要する費用は別途負担いただきます。

## 6 サービス利用に関する留意事項

①貴重品、飲食物の持ち込みにつきましては、アレルギーのある方など特別の場合を除きご遠慮願います。

②家での体調等に変化があり、また医療的処置に変更があった場合は速やかに連絡ください。

③入浴の際に使用するせっけん、シャンプー、タオルは用意いたします。

④おむつ、パッド類をご使用されている場合はご持参ください。

⑤ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

## 7 サービス利用にあたっての禁止事項

\* 事業者の職員に対して行う暴力・暴言・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為。

\* パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為。

\* サービス利用中に無断で職員の写真や動画撮影・録音などを行なうこと、及び無断でSNS等に掲載すること。

## 8 虐待防止に関する事項

1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

## 9 非常災害対策に関する事項

\* 管理者は、別に定める「業務継続計画」にもとづき、非常災害対策と要介護者等の安全確保に努める。

## 1 0 衛生管理に関する事項

職場における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を毎月開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底していきます。感染症の予防及びまん延防止のための研修、訓練を定期的実施します。

## 1 1 サービス内容に関する相談・苦情

### ① 事業所相談・苦情窓口

当事業所が提供する介護予防・日常生活支援総合サービスに関するご相談・苦情を承ります。

\* 受付窓口：デイサービスセンターゆとり荘 生活相談員  
電話 0265-79-1461 FAX 0265-79-6770

\* 受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分  
(但し、休館日を除く)

### ②その他

当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

\* 受付窓口：地域包括支援センターみのわ (箕輪町役場高齢者福祉係)  
電話 0265-70-6622 FAX 0265-70-6699

\* 受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

\* 受付窓口：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課  
電話 026-238-1580 FAX 026-238-1581

\* 受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

## 1 2 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

①アンケート調査等、利用者の意見を把握する取り組みをしています。

②長野県福祉サービス第三者評価及び、その他の機関による第三者評価は実施しておりません。

令和 年 月 日

介護予防・日常生活支援総合サービスの提供開始にあたり、利用者に対して 契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

**【説明者】**

社会福祉法人 箕輪町社会福祉協議会  
箕輪町デイサービスセンター ゆとり荘

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書および、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、介護予防・日常生活支援総合サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ( ) 印